

## 郵便局指定通知書

中国五県以外に所在する郵便局を利用する場合にのみ  
右の通知書をご使用ください。

特別徴収税額の納入について中国五県以外に所在する郵便局を利用する場合は、右の「郵便局指定通知書」に最寄りの郵便局名、特別徴収義務者とその所在地を記入して、その郵便局へ提出してください。

年 月 日

郵便局 局長 様

島根県大田市長 榊野 弘和



## 郵便局指定通知書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により当市の市・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

(特別徴収義務者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

記

口座番号 01420-2-960027  
加入者の名称 大田市会計管理者  
取りまとめ局 広島貯金事務センター (〒730-8794)